

令和7年7月11日

公用車のカーナビに係る NHK受信料の未契約について

1 概要

公用車に設置したテレビ放送が受信可能なカーナビ5台について、NHKとの受信契約を締結していないことが判明しました。今後、すみやかにNHKと受信契約を締結するとともに、テレビ受信機能付きカーナビの設置時点に遡って受信料を支払います。

2 詳細

- (1) 対象台数 5台
- (2) 未払い額 806,030円(市による試算額)

3 経緯

他の自治体において、公用車に設置したカーナビのNHK受信料未払いが報じられていることを受けて、本市でも調査を行ったところ、未契約の機器が判明しました。

未契約であったことの原因は、公用車に設置されているカーナビでテレビが受信できることを認識していなかったためです。また、対象車両内にリース車両が含まれており、リースの契約料金内に必要経費として含まれているものと解釈していたためです。

4 対応

テレビ受信機能は不要であることから、既にアンテナを撤去済みです。また、未払い分の受信料については、受信契約のための手続きを行い、金額が確定しだい速やかに支払うようNHKと調整をしています。

5 再発防止策

業務上必要な場合を除き、テレビ放送が受信できないカーナビを調達します。

問い合わせ

総務部 財政課 契約管財係 担当：季盛

TEL0846-22-7731 FAX0846-22-8579